

(仮称)「大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)」 に対する意見公募の結果

1 概要

平成 28 年 5 月に都市農業振興基本法に基づき、「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置付けがこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」に方針転換されました。これを受けて、都市農地を保全するため、平成 29 年 5 月に生産緑地法が一部改正されました。

この法改正により、**地域の実情に応じて市が条例を制定することにより**、法が定める生産緑地地区の面積要件「500 m²以上」を「300 m²以上」まで引き下げることが可能となりました。そこで、現在、(仮称)「大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定に向けて作業を進めていますが、条例案を定めるにあたり、皆さまの御意見を募集しました。

意見公募の結果と頂いた御意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見公募の概要

公表する資料	(仮称)「大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)」に対する意見募集
意見公募期間	平成 30 年 12 月 15 日(土)～平成 31 年 1 月 15 日(火)
案の閲覧場所	大和市役所本庁舎 1 階情報公開コーナー、4 階街づくり計画課窓口、保健福祉センター、市民課各分室・連絡所、各学習センター、各コミュニティセンター、市ホームページ
意見提出方法	窓口持参、郵送、ファックス、市ホームページ

3 意見提出者数と意見件数

意見提出者数：2 人

意見件数：5 件

4 寄せられた意見と市の考え方

	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	生産緑地地区の区域の規模を500m ² から300m ² に引き下げることは「賛成」である。	御意見を踏まえ、条例制定に向け取り組みます。

次頁へ続く

	意見の概要（要旨）	市の考え方
2	<p>地域の実情に合わせた制度設計をするべきである。はたして大和市においてもその必要性が高く、今条例制定に踏み切るべきなのか疑問を感じる。</p> <p>都市農業が廃れてきたのには、社会構造の変化で、農業が産業（仕事）として成立しなくなってきたからであり、それにより後継者不足も起こっている。これまでのような都市農業をテコ入れして支えるようなやり方は、好ましくないとと思う。休耕田が増え、建築物の建築が制限され、ただ税制面で優遇された荒れた土地が増えるだけになっては意味がない。</p> <p>「良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割」が必要なのであれば、生産緑地地区や今回の条例制定とは切り分けて整備すればいいと思う。</p>	<p>農地等は、災害時の避難場所、火災時の延焼防止、雨水の保水、良好な景観形成等の機能を有しており、生産緑地制度は、農地を保全する効果的な手法の一つと捉えています。</p> <p>稠密な土地利用がなされている市街地においては、小規模な農地等もこれらの機能を発揮すると期待されることから、生産緑地地区の区域の規模を条例制定によって引き下げ、農地等の保全につなげたいと考えています。</p> <p>なお、生産緑地は市街化区域内の農地等として、適正な管理が義務付けられており、本市では定期的に農地等の営農状況の確認を行っています。</p>
3	<p>「平成29年11月現在、339箇所、約58.3haの農地等を生産緑地地区に都市計画決定している」とある。</p> <p>①300㎡に引き下げることにより、面積はどのくらい増加するか。</p> <p>②税収の増減は概算でどの程度想定しているのか。</p>	<p>①300㎡以上 500㎡未満の市街化区域内の農地を、約2.8haと想定しています。このうち、農地所有者等の意向を踏まえ、大和市生産緑地地区指定基準に適合した農地等が都市計画変更の手続を経て生産緑地地区として都市計画決定されます。</p> <p>②生産緑地地区に指定されていない市街化区域農地の評価は個々の条件により異なるため、一概には言えませんが、生産緑地地区の解除と新規指定の両方が見込まれるため、大幅な増減とならないと想定しています。</p>
4	<p>2022年に買取申出の対象となる生産緑地地区の面積は50.5haか。</p>	<p>1992年（平成4年）に50.5haの農地等を生産緑地地区として都市計画決定しましたが、その後、主たる従事者の死亡等により廃止され、2022年に買取申出の対象となる生産緑地地区の面積は、約42haです。</p>
5	<p>文字表現等について</p>	<p>「大和市行政文書の作成に関する規程」に基づき、分かりやすい表現となるよう努めます。</p>

5 問い合わせ

大和市 街づくり計画部 街づくり計画課 都市計画担当

大和市下鶴間一丁目1番1号（本庁舎4階）

電話：046-260-5443